

納付の期限等のお知らせ

平成25年分

確定申告

申告所得税及び
復興特別所得税

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

納付の期限
(納期限)

平成26年
3/17
月

平成26年
3/31
月

振替日

(振替納税をご利用の場合)

平成26年
4/22
火

平成26年
4/24
木

納付額のメモにご利用ください

円

円

申告所得税及び復興特別所得税の延納をご利用の場合の延納分の納期限及び振替日(振替納税をご利用の場合)は平成26年6月2日(月)です。

納税者の皆様には、所定の期限までに所轄の税務署へ申告書を提出していただくとともに、納付する税額がある場合は、上記の納期限までに金融機関又は所轄の税務署で自ら納付していただく必要があります。

申告書の提出後に、別途、税務署から納付書の送付や納税通知書等のお知らせは**ありません**ので、ご注意ください。

※ 納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

● 振替納税を利用されている方へ

振替日にご指定の預貯金口座から納税額を自動的に引き落としますので、**事前に預貯金口座の残高をご確認ください。**

残高不足等で振替ができない場合は、**納期限の翌日から納付日まで延滞税**がかかりますのでご注意ください。

転居等により所轄の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要になります。

● 振替納税を利用されていない方へ

現金に納付書を添えて、納期限までに金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。納付書をお持ちでない場合は、税務署又は所轄の税務署管内の金融機関に用意してある納付書をご利用ください。
※金融機関に納付書がない場合には、所轄の税務署にご連絡ください。

また、自宅からインターネットを利用して納付することもできます。裏面の「電子納税のご案内」をご覧ください。

なお、納期限までに納付がない場合は、**延滞税**がかかりますのでご注意ください。

振替納税のご案内

納税には

便利で安全な振替納税(口座振替)

..... をお勧めします!

- 納税をうっかり忘れることなく、振替日にご指定いただいた預貯金口座からの引き落としにより自動的に納付ができます。
- 金融機関や税務署の窓口まで現金を持ち歩く必要がなく安全です。
- 一度手続きをすれば、継続して利用できます。
(転居等により所轄の税務署が変わった場合は新たに手続きが必要です。)

【提出書類】

「**預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書**」(金融機関への届出印の押印が必要です。)用紙が必要な方は所轄の税務署窓口へお尋ねください。
また、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることもできます。

【提出期限】

振替納税を利用する申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の**納期限まで**

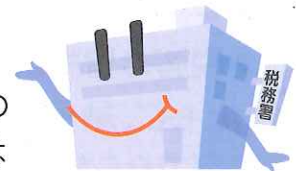
平成25年分確定申告
から利用する場合

申告所得税及び復興特別所得税 ▶ 平成26年3月17日
消費税及び地方消費税(個人事業者) ▶ 平成26年3月31日

【提出場所】

所轄の税務署又は「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」に記載した金融機関に持参又は送付してください。

※インターネット専用銀行等の一部金融機関、及びインターネット支店等の一部店舗では振替納税が利用できませんので、ご利用の可否については取引先の金融機関にご確認ください。

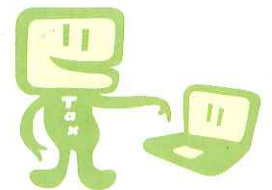


振替納税は、期限内に確定申告書を提出された場合に利用できます。

電子納税のご案内 電子納税を利用すると、金融機関や税務署の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスからインターネットを利用して国税を納付することができます。ご利用に当たっては、事前に「電子申告・納税等開始届出書」(e-Taxの開始届出書)を提出し、利用者識別番号の発行を受ける必要があります。

詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、e-Taxの操作に不明な点がある場合には、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク(0570-01-5901)へお問い合わせください。



国税庁ホームページ

www.nta.go.jp

国税庁

検索



国税庁ホームページでは、確定申告についての情報を掲載しておりますので、是非ご覧ください。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。